

免 許	管理栄養士 免許証交付まで 2～3ヶ月程度要します。		・各種申請書類は保健所窓口にあります。 ・収入印紙は保健所で購入できないので、事前に郵便局等でご購入下さい。 ・交付された免許証は740円（現金or切手）で郵送依頼可能です。	
窓 口	住所地の保健所（富山市在住の場合は、富山市保健所）			
手 続 き	新規免許申請	名簿訂正・免許証書換え交付申請 （氏名・本籍の都道府県名の変更）	免許証再交付申請 （免許証の紛失・破損の場合）	名簿登録抹消申請 （死亡・失踪した場合など）
必 要 な 書 類 等	1. 免許申請書 2. 戸籍抄（謄）本又は本籍地の記載がある住民票の写し （マイナンバー未記載で発行日から6ヶ月以内のもの） 3. 手数料（収入印紙） 15,000円 4. 国家試験合格証書（原本） 5. 身分証 （申請者本人であることの確認を行った上で返却します） 6. （新規申請時希望者のみ） ・登録済証明書 ・返信用封筒 ・110円切手	1. 名簿訂正・免許証書換え交付申請書 2. 遅延理由書 （変更日から30日を過ぎた場合） 3. 戸籍抄（謄）本 （発行日から6ヶ月以内） 4. 免許証（原本） 5. 手数料（収入印紙） ⁵⁻¹ 名簿訂正・書換申請を併せる場合 ・名簿訂正1回毎に950円 ・書換交付2,350円 ⁵⁻² 氏名、本籍地に変更がなく通称名旧姓併記等の追加変更する場合 ・書換交付2,350円 ⁵⁻³ 書換交付を希望しない場合 ・名簿訂正1回毎に950円 ・免許証（原本）は原本照合後返却	1. 免許証再交付申請書 （再交付申請のみは戸籍添付不要） 2. 免許証（破損・汚損の場合）又は免許証の写し（ある場合） 3. 手数料（収入印紙） ³⁻¹ 再交付申請のみは¥3300 （戸籍書類不要） ³⁻² 同時に名簿訂正する場合は （旧姓併記追加変更を含み書換申請不要） ・戸籍書類（発行日から6ヶ月以内） ・再交付¥3300+訂正毎¥950 ³⁻³ 名簿訂正が済んでおり、旧姓併記の追加変更を希望する場合は ・戸籍書類（発行日から6ヶ月以内） ・再交付¥3300+書換¥2350	1. 名簿登録抹消申請書 2. 遅延理由書 （死亡又は失踪宣告から30日を過ぎた場合） 3. 死亡又は失踪したことが確認できる書類（次のいずれか） ・除籍抄（謄）本（原本） ・失踪宣告書類等（原本） ・死亡診断書（写し） （原本照合後、返却します。） 4. 免許証 （原本がない場合は <u>申立書</u> ）
備 考	・旧姓併記を希望する場合は、旧姓が分かる戸籍書類が必要です。 ・身分証（申請者本人の確認後返却） ・顔写真のある公的身分証明書は1種類 ・顔写真のない公的身分証明書は2種類 ・その他の身分証明書は3種類 〈代理申請はHP上で対応し、確認後返却〉 ・就職等で必要な「登録済証明書」は、新規申請時のみの受付けです。	・戸籍抄（謄）本は免許証の氏名（又は本籍）から現在の氏名（又は本籍）までの変更が分かるものを提出してください。 ※場合により、改製原戸籍抄（謄）本、除籍抄（謄）本等が必要です。 （旧姓併記を希望する場合は、旧姓が分かる戸籍書類又は旧姓免許証（写）が必要です。） ・免許証（原本）がない場合は、再交付の追加申請¥3300と名簿訂正1回毎の¥950が必要で、書換交付申請¥2350は不要となります。	・登録番号、登録年月日が不明な場合は窓口にて照会をかけますので時間がかかります。 ・本人確認をさせていただきますので、本人確認書類（運転免許証、旅券、マイナンバーカード、健康保険証等）をご持参ください。 ・紛失した免許証を発見した場合は、5日以内に返納しなければなりません。 （返納書は保健所窓口にあります。）	・申請者は戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者です。 ・申請者本人の確認をさせていただきますので、本人確認書類（運転免許証、旅券、マイナンバーカード、健康保険証等）をご持参ください。